

# 日野自動車構内作業

安全委員会 安全衛生パトロール用

## チェックリスト(兼)分析表

<テキストで「禁止事項」に付いてはA指摘とする>

A指摘: 事故・災害につながる行為・行動及び法令違反

B指導: 日野構内作業要領によるルール違反

好事例	S - 90 - 00 - 00
良好	N - 80 - 00 - 00
A 指摘	A-大分類-中分類-小分類
B 指導	B-大分類-中分類-小分類
C 注意喚起	C-大分類-中分類-小分類
その他	

部 会 NO	10	建設部会	40	商社請負部会
	20	機械設備部会	50	構内請負部会
	30	機械保守部会	60	納品部会

改訂新版 平成 29 年 12 月

日野自動車安全衛生協力会

安全委員会

第3刷

## 【 目 次 】

1)	<u>工事管理板</u>	P2
2)	<u>KYM</u>	P2
3)	工事責任者	P2
4)	<u>作業責任者</u>	P2
5)	<u>作業服装・作業場・作業態様</u>	P2
6)	<u>高所作業(2m以上)</u>	P2. P3
7)	<u>高所作業車作業</u>	P3
8)	<u>フォークリフト作業</u>	P4
9)	<u>クレーン作業・玉掛け等の作業</u>	P4. P5
10)	<u>電気(設備)工事作業</u>	P5
11)	<u>電動工具・電気機器・発電機</u>	P5
12)	<u>火気使用作業</u>	P5
13)	アーク溶接作業	P6
14)	ガス溶接作業・溶断作業	P6
15)	設備内修理・点検作業	P6
16)	<u>酸素欠乏危険作業</u>	P6
17)	<u>有機溶剤作業</u>	P7
18)	騒音・粉じん・砥石取替作業	P7
19)	<u>その他</u>	P7

指摘ランクは、当リストのランクを基準とする。

A (指 摘)	: 5点減点	B (指 導)	: 3点減点
C (注意喚起)	: 2点減点	D (その他)	: 1点減点

詳細は日野自動車安全衛生協力会評価制度で確認

項目	No.	ランク	大分類	中分類	小分類	内容
1:工事管理板	1	A	10	01	01	工事管理板なし。
	2	A		02	01	本日の作業指示書<用紙・記入><リスクの急所・ポイント確認>なし。
	3	A			02	作業員名簿<用紙・記入>なし。(氏名・入場時刻・退場時刻は必須項目)
	4	A			03	工事看板<用紙・記入>、資格者一覧表<用紙>、RA<用紙・記入>なし。 KYMのサイン、作業員名簿、資格者一覧表の名前が一致していること。
	5	A			04	作業指示書<用紙>に作業内容(手順)を具体的に3項目以上記入なし。 (KYM・機器工具の点検チェック・4S以外で3項目を記入する)
	6	A			05	工事連絡会調整結果通達書②、注文書(写)もしくは仮注文書(A)なし。
	7	B			06	工事計画書1、安全宣言なし。
	8	C			07	労災保険番号等、記入事項漏れ。緊急連絡ラベル未貼付(不備) 構内作業要領なし。
	9	C			99	その他(工事管理板)、書き方の指導を含む。 最新版の用紙を使用していない。
2:KYM	1	A	10		03	01
	2	A		02		現地現物でKYMを実施しているか。
	3	A		03		KYM実施記録と本日作業(作業指示)がマッチしているか。
	4	B		04		全員の健康確認をして、自筆サイン(フルネーム)はしてあるか。
	5	C		99		その他(KYM)
	3:工事責任者	1		A		10
2	B	02	工事責任者の腕章をしているか。			
3	B	03	工事責任者証を携帯しているか。			
4	C	99	その他(工事責任者)			
4:作業責任者	1	A	10	05	01	作業責任者資格保有者が従事しているか。(有効期限であるか。)
	2	A			02	直接指揮監督できる単位作業場所毎に常駐しているか。
	3	B			03	作業責任者の腕章を着用しているか。
	4	B			04	作業責任者証はすぐに提示できるか。
	5	C			99	その他(作業責任者)
5:作業服装 ・作業場 ・作業態様	1	A	10	06	01	作業の危険防止に適したヘルメットを着用して作業をしているか。
	2	A			02	危険箇所(開口部等)の表示及び安全柵等の対策は確実か。6-4)類似
	3	A			03	構内にブルーシートを持込んでいないか。(車上・車内は19-3で評価)
	4	A			04	一人で作業をしてないか。(一人/作業場は不可)
	5	A			05	作業に適した服装であるか。(半袖作業は元請承認事項)
	6	A			06	作業内容に適した保護具(安全靴・安全帯・保護メガネ等)を着用しているか。
	7	B			07	ヘルメットのご紐をしっかりと締めているか。
	8	C			08	作業場の整理整頓・機材・材料等の転倒防止措置はされているか。
	9	C			09	ヘルメットに会社名が表示してあるか。(元請又は所属会社名)
	10	A			10	消火設備・救急設備の周囲のスペースは確保されているか。
	11	C			99	その他(作業服装・作業場)
6:高所作業 (2m以上)	1	A	20	01	01	有資格者が従事しているか。(高所作業教育修了証を含む)
	2	A			02	足場は正しく設置されているか。
	3	A			03	5m以上の足場を設置する作業の足場設置計画書はあるか。 安全な作業床が設けてある(幅40cm以上、隙間3cm以下、高さ90cm以上の手摺) <b>足場の組立・解体従事者への「特別教育」は実施したか</b> 作業床が設置できない場合は安全ネット、親綱等が設けられていて、 安全帯を正しく使用しているか。(不安全状態時の安全帯使用を含む)
	4	A			04	開口部、作業床の端部に手摺、蓋等の墜転落防止処置がしてあるか。

項目	No.	ランク	大分類	中分類	小分類	内容	
6:高所作業 (2m以上)	5	A	20		05	高所作業時に上下作業をしていないか。(上下作業禁止)	
	6	B			06	高さ深さ1.5mを超えた場合は安全に昇降できる設備が設けてあるか。	
	7	B			07	『高所作業中』の垂れ幕を通行人から見易い場所に掲示してあるか。	
	8	B			08	投げ上げ・投げ下ろしはしていないか。	
	9	B			09	工具・機材等の落下防止対策は確実か。	
	10	A			01	梯子は正しく使用されているか。	
		A				10	(イ) 損傷はないか(滑り止め)。上部結束又は下部の支えを行なっているか。
		A				11	(ロ) 手に物を持って昇降していないか。
		B				12	(ハ) 60cm以上の上部つき出し部分は確保してあるか。
	11	A		02	脚立は正しく使用されているか。(立掛け・放置は5-8で評価)		
		A			01	(イ) 脚立の天板上の作業禁止は守られているか。 作業姿勢は守られているか。(またぎ、座り作業等)	
		A			02	<b>脚立での二人作業はしていないか(禁止事項)</b>	
		A			03	(ロ) 開き止め金具に損傷はないか、滑り止めはあるか。	
		C			04	(ハ) 脚立の梯子・踏台代用禁止・乗り移り禁止は守られているか。 05 (ニ) 脚立で2mを超える部分には、赤で表示しているか。 <b>(赤テープでも可)</b>	
	12	A		03	うまは正しく使用されているか。		
13	A	01	(イ) 脚立として代用していないか。(単独使用禁止)				
	B	02	(ロ) 2m以上のものを使用していないか。				
14	A	04	03	(ハ) 足場板は3点支持もしくは2枚重ねとし両端は 10cm以上20cm以下はね出し、結束してあるか。			
	B		01	ローリングタワーは正しく使用されているか。			
	B		02	(イ) 最上部の手摺は90cm以上で中棧、幅木が取り付けられているか。			
	B		03	(ロ) 上部に人を乗せたまま移動はしていないか。			
15	A	05	04	(ハ) 作業者は安全帯を使用しているか。			
	C		05	(ニ) 昇降設備は取り付けられているか。			
7:高所作業車 作業	1	A	30	01	01	有資格者が操作しているか。 (能力10m以上⇒技能講習/10m未満⇒特別教育)	
	2	A			02	始業前点検は実施され、記録されているか。	
	3	A		02	01	作業者は安全帯を使用しているか。(TMC、HNのルールで)	
	4	A			02	主たる用途以外に使用していないか。	
	5	A			03	作業床以外の箇所に搭乗をしていないか。	
	6	A			04	特定自主検査は実施され検査標章があるか。	
	7	B			05	オーバーロード(過荷重)で作業をしていないか。	
	8	B			06	アウトリガーを使用しているか。	
	9	B			07	高所作業範囲内(フロア-上)立ち入り禁止措置はされているか。	
	10	B			08	合図者又は指導者の合図、指導に従って運転をしているか。	
	11	A			09	<b>安全帯を正しく使用しているか、中さんには乗っていないか。</b>	
	12	A			10	<b>休憩時間・昼休みなど現場を離れる時はキーを抜いてあるか。</b>	
	13	A			11	その他(高所作業車)	

項目	No.	ランク	大分類	中分類	小分類	内容	
8 :フォーク リフト作業	1	A	31	01	01	運転者は有資格者が従事しているか。 (1t以上:技能講習、1t未満:特別教育)	
	2	A			02	始業前点検は実施され、記録されているか。	
	3	A		02	01	フォークの爪の上に直接乗って作業したり、積荷やフォークの下で作業していないか。	
	4	A			02	高所作業台で作業中は安全帯を使用し、なおかつ作業中、運転者は運転席にいるか。(中棧、手摺乗り禁止)	
	5	A			03	特定自主検査は実施され検査標章があるか。	
	6	B			04	オーバーロード(過負荷)で作業していないか。	
	7	B			05	主たる用途以外に使用していないか。(『作業台を使用したフォークリフト高所作業マニュアル』による場合以外の使用)	
	8	B			06	フォークの爪にワイヤー及びナイロンスリング等、じか掛けて物を吊っていないか。	
	9	B			07	高所作業台は日野フォークリフト高所作業マニュアルに準じているか。平成16年度発行版(幅は車体幅以下、長さはフォーク爪の長さ以下、高さ110cm以上、扉は内開き、制限荷重の明示:500kg以下、	
					7	固定ピン<メカ的にフォークの爪から抜けない>、等)	
	10	B			08	高所作業台に人をかがませて乗せ移動をしているか。(移動5m以内)	
	11	A			09	運転席離席時には、フォークの爪を床に降ろし、サイドブレーキを引きキーは抜いてあるか。	
	12	B			10	制限速度は守っているか。又粗暴な運転をしていないか。	
	13	B			11	前進走行時、前方が見えない運転は誘導者をつけているか。	
	14	C			A	12	日野構内ルールが守られているか。(ライトを点灯させているか)
						12	構内許可シールはヘルメットに掲示してあるか
15	C	13	運転者はヘルメット・シートベルト・反射ベストを着用しているか。				
16	C	99	その他(フォークリフト)				
9 :クレーン 作業 ・玉掛け 作業 ・チェーン ブロック作業  ・バックホー (コンボ)作業	1	A	32	01	01	クレーン等の運転、玉掛け作業には有資格者が従事しているか。	
					02	(イ) クレーン運転免許証⇒吊り上げ荷重5t以上の普通型天井クレーン	
					03	(ロ) クレーン運転技能講習⇒5t以上の床上操作天井クレーン	
					04	(ハ) クレーン運転特別教育⇒5t未満	
					05	(ニ) 玉掛け作業技能講習⇒クレーンの吊り上げ能力1t以上	
					06	(ホ) 玉掛け作業特別教育⇒クレーンの吊り上げ能力1t未満	
07	(ヘ) クレーン使用計画書及びクレーン・パワーショベル使用申請書はあるか。						
07	A	07	始業前点検は実施され、記録されているか。				
3	A	02	01	クレーン等のワイヤーロープの損傷はないか。			
			02	クレーン等の巻過ぎ防止装置は正常か。			
			03	クレーン等のフックは変形損傷していないか。フックのワイヤー等の外れ止めは正常に作動(機能)するか。			
			04	玉掛けワイヤーロープはキンク、摩耗、腐食、素線切れ等の損傷はないか。(ナイロンスリングを含む)			

項目	No.	ランク	大分類	中分類	小分類	内容
9:クレーン作業 ・玉掛け作業 ・チェーンブロック作業 ・バックホー(ユンボ)作業	7	A	32	02	05	玉掛けワイヤーロープ、吊具は適正に使用しているか。
	8	B			06	(イ) 吊り荷の荷重に合ったワイヤーを使用しているか。
	9	B			07	(ロ) 正規の玉掛けワイヤーを使用しているか。
	10	A			08	(ハ) 鋭利な角には当てものを使用しているか。
	11	A			09	移動式クレーンはアウトリガーを使用しているか。
	12	C			10	合図者を定め確実な合図を行っているか。
10:電気(設備)工事作業	1	A	40	01	01	吊り荷の下、旋回範囲は立入禁止処置がしてあるか。
	2	A			11	移動式クレーンは定期自主検査が実施されているか。
	3	A			99	その他(クレーン・玉掛け作業)
	4	B			01	有資格者(低圧以上)は検電器を携行し、停電を確認(検電器等を使用)のうえ作業しているか。(制御盤等の開閉含む)
	5	C			02	主制御盤、操作盤等のスイッチを切り『スイッチ入れるな』の表示はしてあるか。
11:電動工具  電気機器(発電機を含む)	1	A	41	01	01	活線近接作業には絶縁保護具、防具を確実に使用しているか。
	2	A			02	作業に応じた作業指揮者、監視人はいるか。
	3	A			03	その他(電気工事作業)
	4	A			04	感電防止特別教育以上の電気に関する資格等を持っているか。
	5	A			05	始業前点検は実施され、記録されているか。(発電機を含む)
	6	A			06	コードリール及びポッキンケーブルの漏電遮断器は確実に作動するか。
	7	A			07	コードリール使用時にケーブルは全部出されているか。(サーモセンサ付を除く)
	8	A			08	30Aのコードリールの単独使用はしていないか。(2016年4月より義務化)
	9	A			09	確実にアースされているか。(二重絶縁構造・家庭用機器等は除く) 3Pアース付のものを使用しているか。(2P延長コード持込禁止を含む)
	10	A			10	工事用分電盤の状態 (イ) アースは確実に取り付けてあるか。
	11	A			11	工事用分電盤の状態 (ロ) ひっかけ配線、タコ足配線をしていないか。
	12	C			12	発電機の持込許可は受けているか。
	13	B			13	6ヶ月以内毎に絶縁(1.0MΩ以上)及び外観点検し、点検済みシールが貼ってあるか。(6月、12月に定期点検し、シール貼り替えしているか。)
	14	C			14	コード・ケーブル被覆の損傷箇所は、正しくテーピングされているか。
12:火気使用作業	1	A	50	01	01	湿潤している場所では防水用の器具(コネクタ等)が使用されているか。
	2	A			02	ハンドランプ・投光器等のガードは付いているか。(電源部(充電部)ケースが金属製の場合は「原則として」3Pプラグであること)
	3	A			03	通路床面横断の配線は保護されているか。
	4	A			04	制御盤等コンセントから、電動工具等の電源を取っていないか。
	5	B			05	その他
	6	B			06	火気を使う作業の手元に消火器(2本以上)・水バケツ(2ヶ以上)・防火シート等が備えてあるか。(工事現場へのブルーシート持込み禁止)
	7	B			07	火気作業従事者は赤い腕章をしているか。
	8	C			08	火気監視人は監視以外の業務をしていないか。
13:アーク溶接 14:ガス溶接	3	A	50	01	02	火気使用許可・危険物(一石・二石・スプレー缶)持込許可を受けているか。
	4	A			03	近く危険物、可燃物、引火性ガス等への(火花飛散)防護措置はよいか。
	5	B			04	火気使用中及び使用後、指定時間工事場所を監視しているか。
	6	B			05	高所での作業時は、監視人を必要数置いているか。
	7	B			06	『火気使用中』の垂れ幕は掲示してあるか。[全区域]
	8	C			07	火気監視人は腕章・又は監視人用ベストをしているか
					99	その他

項目	No.	ランク	大分類	中分類	小分類	内容
13 :アーク 溶接作業	1	A	51	01	01	取扱作業者は有資格者が従事しているか。(特別教育)
	2	A			02	始業前点検は実施され、記録されているか。
	3	A		02	01	自動電撃防止装置は確実に作動するか。
	4	A			02	溶接機本体は、確実にアースされているか。
	5	A			03	ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか。
	6	A			04	ホルダーの破損はないか。
	7	B			05	ケーブル取り付け部の露出、被覆破れはないか。
	8	B			06	アース側溶接ケーブルは被溶接物に確実に取り付けられているか。
	9	B			07	日野規格の専用プラグを使用しているか。
	10	B			08	遮光面、皮手袋等の保護具は確実に着用しているか。又、建屋内及び屋外にかかわらず、防じんマスク(DS2以上)を着用しているか。
	11	C			99	その他
14 :ガス 溶接作業 溶断作業	1	A	52	01	01	取扱作業者は有資格者が従事しているか。(技能講習)
	2	A			02	始業前点検は実施され、記録されているか。
	3	A		02	01	アセチレンボンベに逆火防止器は付いているか。残圧は抜いて有るか。
	4	B			02	使用中のボンベは台車等に確実に固定されているか。
	5	B			03	直射日光にさらしていないか
	6	B			04	遮光メガネ、皮手袋等の保護具は確実に着用しているか。
	7	B			05	調整器・圧力ゲージ・ホース類の損傷摩耗及び接続不良はないか。
	8	B			06	使用時以外はアセチレン、酸素ボンベの元栓は確実に閉められているか。
	9	C			07	各接続部・ホース部よりガス漏れはないか。石鹼水等は用意してあるか。
	10	C			08	ボンベは管理表示(充・空・会社名)がされているか。
	11	C			99	その他
15 :設備内修理 点検作業 (ロックアウト対象 設備内作業含む)	1	A	60	01	01	ロックアウト対象設備で『ロックアウト』を実施しているか。
	2	A			02	全員が錠前をかけて作業しているか。(ロックアウトマニュアルの例外事例を除く) 休憩時、退場時は錠前が掛けたままになっていないか。
	3	A		02	01	『携帯プラグ(キースイッチ)』を抜き、『スイッチ入れるな』を札掛けて『携帯プラグ(キースイッチ)』は設備内作業員又は、作業責任者が携帯しているか。
	4	A		03	01	稼働施設内へ入る場合は役割分担(監視人・非常停止等)が明確になっているか。
	5	A			02	上下に動く機械内で作業している時は落下防止処置はしてあるか。
	6	B			03	エアの元バルブを止め残圧は抜いて作業しているか。
	7	C		99	その他(設備内修理・点検)	
16 :酸素欠乏 危険作業	1	A	70	01	01	作業員は有資格者が従事しているか。(特別教育)
	2	A			02	作業主任者は選任されているか。(技能講習)
	3	A		02	01	監視人は配置されているか。
	4	A			02	酸素濃度を測定し結果を記録してあるか。
	5	A			03	酸素濃度18%未満の時は送気マスク等を使用しているか。
	6	A			04	換気は十分に行われているか。
	7	C			05	緊急時の救助用具は備えてあるか。(例)簡易酸素・担架・緊急連絡網
	8	C			99	その他(酸欠危険作業)

項目	No.	ランク	大分類	中分類	小分類	内容	
17:有機溶剤 作業	1	A	71	01	01	作業者は有資格者が従事しているか。(特別教育)	
	2	A			02	作業主任者は選任されているか。(技能講習)	
	3	A			03	有機溶剤(危険物)の持込許可を受けているか。	
	4	A			04	火気厳禁の表示はあるか。(表示をしているか)	
	5	A		02	01	タンク内等の作業では十分な換気を行い、監視人を配置しているか。	
	6	B			02	建屋内作業の場合は有機溶剤用防毒マスク(検定品)又は送気マスク等を着用しているか。	
	7	B			03	容器に蓋はされているか。	
	8	C			99	その他(有機溶剤作業)	
	参考						但し、タッチアップ(目安:第2種有機溶剤は1時間に消費する量60g未満で作業場の気積150m <sup>3</sup> 以上の場合)においても防毒マスクの着用が望ましい。
	18:騒音・ 粉じん・ 砥石取替 作業	1		A	72	01	01
2		B	01	近隣との打合せは済んでいるか、防止養生をしているか			
3		B	02	02		85dB以上の騒音が発生する作業では耳栓を着用しているか。	
4		B		03		はつり作業等粉じん・飛散物が発生する作業では、防じんマスク及び保護メガネを着用し有資格者が行っているか。(特定粉じん作業は特別教育)	
5		C		99		その他(騒音・粉じん)	
19:その他	1	A	80	01	01	喫煙指定場所以外(歩行中・車内等)で喫煙していないか。	
	2	C			02	喫煙指定場所に吸殻入れ・消火水の準備はあるか。	
	3	A		02	01	車両(車内・車上)にブルーシートを積み込んでいないか。	
	4	C			02	工場サル梯子を利用するときは80cm以下の踏み台を使用しているか	
	5	C			03	構内駐車禁止場所に駐車していないか。	
	6	B			04	2t以上のトラックは車輪止めをしているか。	
	7	C		03	99	その他(歩きながらの携帯電話の使用、ポケ手等)	

コメント: 今後追加・訂正・加筆された箇所は下線を付与  
2009年2月20日 評価項目の順序を修正  
2009年12月作業要領改訂により、加筆・修正(一部ランク見直し)  
2011年4月新版発行による追加・修正(第2刷より、投光器等に「原則として」を追加)  
2011年7月改訂により「電気(設備)工事作業」に文言変更  
2015年4月作業要領改訂により、加筆・修正(一部ランク見直し)  
2017年6月評価基準の改訂により(一部ランク見直し)  
2017年12月評価基準を見直し 指摘・指導・注意喚起とし見直した